

新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業における建築パース(参考図)の取り扱いについて資料2

実施時期 (予定)	手続き	公開時期及び 建築パースの確認時期等
平成 24 年 3 月	(1)実施方針公表 (要求水準書(案)も公表)	<b>要求水準書(案)の別添資料(参考図)として、建築計画図及び建築パース等(以下「建築パース等」という。)を提示する。</b> 事業者に対して、市が想定している建築パース等を具体的に示すことで、市の意図・意向を明確にするため。 建築パース等を参考図にする理由は、事業者によって焼却炉等のプラントの大きさが異なることで各諸室の大きさが確定しないことや、事業者に自由度を与えることで民間ノウハウ等を十分に発揮してもらうことなどによる。
平成 24 年 6 月	(2)特定事業の選定公表	
平成 24 年 7 月	(3)入札公告(要求水準書を提示)	<b>要求水準書の別添資料として建築パース等(参考図)の修正版を提示する。</b> <b>事業者に対して、建築計画図、建築パース、内観パース、参考図から変更した事項とその理由を提案することを求める。</b> 市が参考図として示した建築パース等よりも、よりよい提案を事業者にさせるため。
平成 24 年 8 月	(4)競争参加資格確認	
平成 24 年 10 月	(5)参加者ヒアリング	<b>確認タイミング : 事務局</b> 事務局から事業者に対して、事業者が提案する建築パース等の方向性について確認する。 11 月の入札以降は、事業者に対して大きな変更を行わせることが難しく、現時点で間違った方向で検討していれば是正する必要があるため。
平成 24 年 11 月	(6)入札書類等提出	<b>確認タイミング : 委員会</b> 事業者から提案される建築パース等を確認する。 事業者から提案される最初の建築パース等であり、市の意向と反している部分とよりよい提案となっている部分との評価を行っておく必要がある。
平成 25 年 1 月	(7)提案内容ヒアリング	<b>確認タイミング : 委員会</b> 提案された建築パース等について直接事業者にはヒアリングをして確認する。 事務局及び委員会として許容できない部分があれば事業者に変更が可能か確認しておく必要がある。
平成 25 年 2 月	(8)開札・落札者決定 (9)基本協定締結	

平成 25 年 3 月	(10)審査講評公表	<b>確認タイミング :市民</b> 事業者が提案した建築パース等や選定理由等を公表する。 参考図として添付された建築パース等が、事業者によって最終的にどの様に提案されたか市民に示されることになる。
平成 25 年 4 月	(11)仮契約締結	
平成 25 年 6 月	(12)本契約成立(事業契約の締結)	
平成 25 年 6 月 ~	基本設計・実施設計	<b>確認タイミング :市・施工監理者</b> 事業者が作成する基本設計図及び実施設計図を確認する。 確認タイミング ~ において事業者が提案した事項が図面化されているか、市及び施工監理者で確認していく必要がある。 <b>確認タイミング :市民</b> 事業者が作成する基本設計図(平面図・立面図・断面図)を確認する。 市民に公表された建築パース等が具現化されているか確認してもらうことになる。
平成 25 年 11 月	民間事業者による建設予定地内の解体、撤去及び付替え工事着工	
平成 26 年 4 月	エコセンター建設工事着工	<b>確認タイミング :市・施工監理者</b> 現場で図面通りに建設されているかを施工監理する。 確認タイミング において事業者が作成した実施設計図がそのまま施工されているか、市及び施工監理者で確認していく必要がある。
平成 29 年 3 月	エコセンター完成及び引渡し	<b>確認タイミング :市民</b> 計画地周囲に設置された仮囲い等も外され、市民がエコセンター全体を見ることが可能となる。 提案された建築パース等が再現されているか確認してもらうことになる。
平成 29 年 4 月	エコセンター供用開始	
平成 29 年 4 月	既存ごみ処理施設の洗浄及び解体工事着工(本事業対象外)	
平成 30 年 10 月	新管理棟・その他施設の建設工事及び煙突耐震工事着工 エコプラザリニューアル工事着工(本事業対象外)	
平成 31 年 4 月	その他施設及びエコプラザ竣工	
平成 49 年 3 月末	本事業終了	